

住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー  
補助要件チェックリスト

申請者 氏名 \_\_\_\_\_

1. 対象企業について

①又は②のうち、該当する項目いずれか1つに☑ (⇒☐) を入れて下さい。

① 市外から転入する  
従業員の居住に供する  
ための良質な社宅を建  
設又は購入した者  
⇒ ☐

② ア及びイに該当していたら☑ (⇒☐) を入れて下さい。  
(両方該当しないと、本事業の対象となりません。)  
ア 市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれ  
る新規雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者 ⇒ ☐  
イ 社宅の建設又は購入前に事業所の建設又は購入の契約を行う者 ⇒ ☐

①～④に該当していたら☑ (⇒☐) を入れて下さい。  
(1つでも該当しないものがあつた場合、本事業の対象とはなりません。)

- ① 法人格を有すること(但し国、地方公共団体及びその他関係機関は除きます) ⇒ ☐  
② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でない。 ⇒ ☐  
③ 本市における市税の滞納がない ⇒ ☐  
④ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係はない ⇒ ☐

2. 対象社宅について

①～⑨に該当していたら☑ (⇒☐) を入れて下さい。  
(1つでも該当しないものがあつた場合、本事業の対象とはなりません。)

① 街なかの区域(補助申請要領 p.10 から 15 を参照)に所在し、次の(ア)～(イ)の全ての区域外  
に所在する住宅 区域外であれば☑ (⇒☐) を入れて下さい。  
(1つでも区域内のものがあつた場合、本事業の対象とはなりません。)

(ア)市街化調整区域⇒☐ (イ)工業専用地域⇒☐ (ウ)土砂災害特別警戒区域⇒☐ (エ)土砂災害警戒区域⇒☐

建築基準法に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舍で②から⑨の全てを満たすもの。

② 市内において企業が自ら運営し、  
かつその従業員及びその家族の住居用  
に建設又は購入。 ⇒ ☐

③ 一棟あたり20戸以上  
⇒ ☐

④ 新築である。  
⇒ ☐

⑤ 周辺環境に配慮したものである。  
⇒ ☐

⑥ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがない  
など社宅利用として支障がない ⇒ ☐

⑦ 国又は他の地方公共団体から補助  
金の交付を受けていない。 ⇒ ☐

⑧ 補助金の交付を受けた日から10年以上社宅に  
供する。 ⇒ ☐

⑨ 1戸あたりの住戸専用面積(バルコニー、共用部分は除く)は以下のとおり

●世帯人員1人の場合  
25㎡以上  
(居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分  
が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有  
する場合にあっては、18㎡) ⇒ ☐

●世帯人員2人以上の場合  
30㎡以上  
⇒ ☐